

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第776号)

平成22年5月7日

横情審答申第776号

平成22年5月7日

横浜市会議長 川口 正寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年10月9日市会庶第1106号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長の課員のPCに存在する行政
文書ファイル（デジタル、本会議関係 伝達事項、他）」及び「庶務
課が保有する経理に関する書類（支出伝票etc）」の開示請求却下決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長の課員のPCに存在する行政文書ファイル（デジタル、本会議関係 伝達事項、他）」及び「庶務課が保有する経理に関する書類（支出伝票etc）」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長の課員のPCに存在する行政文書ファイル（デジタル、本会議関係 伝達事項、他）」（以下「文書1」という。）及び「庶務課が保有する経理に関する書類（支出伝票etc）」（以下「文書2」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が、平成21年6月30日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書1に係る開示請求については、庶務課（当時。現在の議会局総務課）の課員が保有する文書を請求するものとなっているため、課員が属する組織である庶務課が保有する行政文書の開示を求めるとい趣旨なのか、あるいはその他の趣旨であるのか不明であり、また、仮に庶務課が保有する行政文書を求める趣旨であるとしても、「デジタル、本会議関係 伝達事項」ということだけでは請求内容が漠然としており、対象行政文書が特定できない。
- (2) 文書2に係る開示請求については、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、対象行政文書が特定できない。
- (3) このため、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、平成21年6月5日付市会庶第484号により、請求対象文書の特定が可能となるよう請求内容の修正を依頼したが、申立人から回答がなかった。申立人からは既に同様の請求内容の開示請求が繰

り返されているにもかかわらず、補正の求めには応じていないことから、申立人が補正に応じる見込みがないものと判断し、開示請求を却下する決定を平成21年6月30日に行った。

- (4) 申立人は異議申立書において、補正の求めに対して行政文書を絞り込み、文書件数を明記したなどと主張しているが、そのような事実はない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、申立人が真摯に補正に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、その後何の連絡や補正依頼等もないままに却下処分とするため、今後は補正をするだけ時間（金）の無駄と判断する。このような違法な却下行為は封建行政の手本である。
- (3) 実施機関の条例に対する無知ぶりは明らかであり、更なる教育指導を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成21年5月28日に、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に文書1及び文書2を記載し、2件の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成21年6月5日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を求めた。その理由は、文書1に係る開示請求については、庶務課の課員の保有する行政文書を請求するものとなっているため、課員が属する組織である庶務課が保有する行政文書の開示を求めるという趣旨なのか、あるいはその他の趣旨なのか不明であり、仮に庶務課が保有する行政文書の開示を求める趣旨であるとしても、「デジタル、本会議関係 伝達事項」ということだけでは請求内容が漠然としていること、文書2に係る開示請求については、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられていることから、いずれも請求内容が漠然としており文書を特定するに足りる具体的な内容が記載されているとは認められない、というものである。また、このときに実施機関は、横浜市市民情報センターに配架されている文書件名簿（正しくは、横浜

市行政文書目録)及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内している。

ウ 実施機関は、申立人が実施機関の定めた期限までに回答しなかったとして、平成21年6月30日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人が補正に応じなかったために対象行政文書を特定することができなかったと主張している。

ウ それに対し申立人は、補正に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、実施機関が却下したことは違法であると主張している。

エ 当審査会では、異議申立書による申立人の主張及び却下理由説明書による実施機関の説明を踏まえて、本件処分の妥当性について検討した。

条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。

行政文書の特定とは、開示請求者がどのような行政文書を請求しているかが明確であって、実施機関の側の相応の努力によって請求に係る文書が他の文書と識別できる程度に明らかにされていることを指すものとして考えられており、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則(平成12年6月横浜市規則第117号)で定める開示請求書の様式(第1号様式)では、「行政文書を特定するに足りる事項」を記入すべき欄の名称は「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」とされ、行政文書の名称又は行政文書に記録されている情報の内容を記載することが想定されている。

以上を前提として、本件請求に係る開示請求書について検討する。

(ア) 文書1について

文書1に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、

「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長の課員のPCに存在する行政文書ファイル（デジタル、本会議関係 伝達事項、他）」と記載されていることが認められる。「庶務課長の課員」とは、庶務課長を含む市会事務局庶務課の職員全員を指すのか庶務課長以外の市会事務局庶務課の職員を指すのか必ずしも明確ではないが、いずれにせよ市会事務局庶務課の職員が使用しているパーソナルコンピュータに保存されているファイルを請求しているものと考えられる。また、「デジタル、本会議関係 伝達事項、他」とは「庶務課長の課員のPCに存在する行政文書ファイル」の例示と解することができる。しかし、行政文書の名称又は行政文書に記録されている情報の内容は示されておらず、その他申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかを示す何らの記載も文書 1 に係る開示請求書には認められない。

なお、補正の有無について実施機関と申立人の間に見解の相違があるが、当審査会に提出された資料からは、本件において申立人が補正に応じた事実を確認することはできなかった。

以上によれば、文書 1 に係る開示請求書に条例第 6 条第 1 項第 2 号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(イ) 文書 2 について

文書 2 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「庶務課が保有する経理に関する書類（支出伝票etc）」と記載されていることが認められる。「支出伝票etc」とは「経理に関する書類」の例示と解することができるから、開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「経理に関する書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解されるところ、その記載を素直に読めば、「経理」という分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求であると認められるが、「経理に関する書類」といっても、予算要求から決算に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在しており、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない。

なお、補正の有無について実施機関と申立人の間に見解の相違があるが、当審査会に提出された資料からは、本件において申立人が補正に応じた事実を確認す

ることはできなかった。

以上によれば、文書 2 に係る開示請求書に条例第 6 条第 1 項第 2 号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(ウ) 次に、申立人は、実施機関が本件請求につき条例第 6 条第 2 項が規定する補正の参考となる情報の提供を行っていないと主張するので、この点について、以下検討する。

本件においては、申立人は、実施機関が開示請求書の補正を求めている間にも、開示請求等のために来庁していることが認められることから、その機会に自身の求める情報の具体的内容を明らかにし、開示請求の対象として該当する可能性のある行政文書について実施機関の説明を受けるなどした上で、開示請求書を補正することも可能であったと考えられるが、実際には、どのような行政文書の開示を求めるのかを自らは明らかにしようとしていない。申立人がどのような行政文書の開示を求めるのか終始明らかにしようとしないうちに本件の具体的状況の下では、実施機関は、申立人にとってどのような情報が参考となるのかも判断できないため、結果的に横浜市行政文書目録及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内すること以上の情報提供を行うことは不可能であったというべきである。

(I) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が開示請求書に記載されていないため、却下とすべき請求に当たると判断した。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》
 審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|------------------------|
| 平成21年10月9日 | ・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理 |
| 平成21年10月16日 (第88回第三部会) 平成21年10月22日 (第155回第一部会) 平成21年10月23日 (第158回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成21年11月6日 (第89回第三部会) | ・審議 |
| 平成21年11月20日 (第90回第三部会) | ・審議 |
| 平成21年12月4日 (第91回第三部会) | ・審議 |
| 平成21年12月22日 (第92回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年2月5日 (第95回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年2月19日 (第96回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年3月5日 (第97回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年4月2日 (第99回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年4月16日 (第100回第三部会) | ・審議 |